

令和7年6月の型式試験実施状況

1 概況

遊技機区分	受理件数	結果書交付	適合	不適合	みなし不適合
ぱちんこ	49	49	9	40	0
回胴式	52	45	2	43	0

2 不適合事例

(1) ぱちんこ遊技機

審査区分	不適合事項	理由
設計書等審査	別表第三 (3)ヌ	主制御用ROMのデータ領域に「00H」以外の未使用のデータが存在していた。
	別表第三 (3)ヌ	主制御用ROMのデータ領域に「00H」以外の未使用のデータが存在していた。
遊技機の試験	別表第四 (1)ロ(ハ)	試射試験の結果、1時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)ロ(ニ)	試射試験の結果、4時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)ロ(ホ)	試射試験の結果、10時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)ロ(ヘ)	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)へ(へ)	大入賞口が、おおむね10個を超えて入賞する性能を有していたため。
	別表第四 (1)ト(ホ)	試射試験の結果、大入賞口内の特定の領域を通過した割合が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1)リ(イ)	遊技球が第二種非電動役物に係る入賞口へ入賞したにもかかわらず、払出を行わないことがある性能を有していた。
	別表第四 (1)リ(ロ)	試射試験の結果、入賞が容易となるように変動させる場合において、変動している間の出玉率がおおむね1を超えた。

(2) 回胴式遊技機

審査区分	不適合事項	理由
設計書等審査	別表第五 (1) イ (ホ)	すべての回胴の回転の速さが一定となるまでの間に、回転停止装置を作動させることができる性能を有していた。
	別表第五 (1) ヌ (イ)	第一種特別役物作動時及び第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動中の第一種特別役物作動時の遊技メダルの獲得性能が、非作動時に比べて下がる性能を有していた。
遊技機の試験	別表第五 (1) イ (ホ)	すべての回胴の回転の速さが一定となるまでの間に、回転停止装置を作動させることができる性能を有していた。
	別表第五 (1) ロ (ホ)	試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第五 (1) ロ (ヘ)	シミュレーション試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (ト)	試射試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (チ)	シミュレーション試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (リ)	試射試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ロ (ル)	試射試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
別表第五 (1) ヌ (イ)	第一種特別役物作動時及び第一種特別役物に係る役物連続作動装置作動中の第一種特別役物作動時の遊技メダルの獲得性能が、非作動時に比べて下がる性能を有していた。	
対比照合審査	不一致	申請書類と試験用の遊技機が異なり対比照合が不一致であった。(5台中2台)

